

平成 1 9 年度

交通安全業務計画

国家公安委員会・警察庁

平成19年度国家公安委員会・警察庁交通安全業務計画

目 次

第1章	計画の目的及び実施の方針	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の実施の方針	1
第2章	国家公安委員会及び警察庁が交通安全に関し講ずべき施策	2
第1	道路交通環境の整備	2
1	平成19年度の交通安全施設等整備事業	2
2	交通安全施設等の整備・充実	2
(1)	交通管制システム及び交通情報収集・提供装置の整備・充実	2
(2)	信号機、道路標識及び道路標示の整備	3
(3)	保全管理の徹底	3
(4)	政策評価の実施	3
(5)	道路管理者等と連携した対策の展開	3
3	効果的な交通規制等の推進	3
(1)	効果的な交通規制の推進	3
(2)	道路使用等の適正化	4
4	歩行者、自転車利用者等の安全の確保	4
(1)	生活道路等における歩行者等の安全通行の確保	4
(2)	自転車走行空間の整備	5
5	道路交通のIT化の推進	5
(1)	ITSの推進	5
(2)	多様なニーズに応じた交通情報の提供の推進	5
6	交通円滑化対策の推進	6
(1)	幹線道路の円滑化対策の推進	6
(2)	バス運行の円滑化	6
(3)	ボトルネック解消対策の推進	6

(4) 大規模事業等への先行対策の推進	6
7 交通需要マネジメントの推進	6
(1) 交通需要軽減対策の推進	6
(2) 交通需要平準化対策の推進	7
8 総合的な駐車対策の推進	7
(1) 駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しの推進	7
(2) 新たな駐車対策法制による違法駐車対策の推進	7
(3) 関係機関等との連携の緊密化	8
(4) 広報啓発活動の効果的展開	8
(5) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の効果的な運用等	8
9 災害に備えた道路交通環境の整備	8
(1) 災害に強い交通安全施設等の整備	9
(2) 災害発生時における交通規制	9
10 交通管理による環境対策	9
(1) 交通管制技術の高度化	9
(2) 環境対策のための交通規制	9
11 踏切道における交通安全対策の推進	9
第2 交通安全思想の普及徹底	10
1 交通安全教育指針に基づく交通安全教育の推進	10
(1) 幼児、小中学生及び高校生に対する交通安全教育の推進	10
(2) 高齢者に対する交通安全教育の推進	11
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	11
(1) 交通安全運動の推進	11
(2) 自転車の安全利用の推進	11
(3) 後部座席等におけるシートベルト着用の推進	12
(4) チャイルドシートの正しい使用の徹底	12
(5) 反射材の普及促進	13
(6) 効果的な広報の実施その他の普及啓発活動の推進	13
3 関係団体等に対する指導等	13
(1) 交通安全活動推進センターに対する指導等	13

(2)	地域交通安全活動推進委員その他民間ボランティア等に対する指導等	----	14
(3)	交通安全関係団体及び交通関連事業者に対する指導等	-----	14
第3	安全運転の確保	-----	15
1	運転者教育の充実	-----	15
(1)	運転者教育の効果的推進	-----	15
(2)	自動車教習所における教習の充実	-----	15
(3)	各種講習の充実	-----	15
(4)	高齢運転者対策の充実	-----	16
(5)	運転免許を取得した者に対する再教育の推進	-----	16
(6)	二輪車運転者教育の推進	-----	16
2	適正な運転免許行政の推進	-----	17
(1)	運転免許手続における簡素合理化の推進	-----	17
(2)	国民の利便を考慮した施設の整備及び業務の推進	-----	17
(3)	運転免許試験及び指定自動車教習所における技能検定の適正水準の維持等	----	17
(4)	危険運転者の排除と改善	-----	17
(5)	国際化に対応した運転免許事務の推進	-----	18
(6)	運転免許証のICカード化の推進	-----	18
(7)	新たな運転免許制度の円滑な施行に向けた準備	-----	18
3	きめ細かな運転者施策の推進	-----	18
(1)	運転適性検査等の効果的活用	-----	18
(2)	障害者等に対する運転適性相談活動等の充実	-----	18
4	安全運転中央研修所における高度かつ専門的な運転者教育の推進	----	19
5	企業等における安全運転管理等の強化	-----	19
(1)	安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等	-----	19
(2)	使用者等への責任追及の徹底	-----	20
(3)	効果的かつ適正な安全運転管理者等講習の実施	-----	20
第4	道路交通秩序の維持	-----	20
1	効果的な交通指導取締り活動の推進	-----	20
(1)	街頭活動の強化	-----	20
(2)	交通指導取締りの重点的推進	-----	20

(3) 背後責任の追及と根源的対策の推進	-----	2 1
(4) 科学的な交通指導取締りの推進	-----	2 1
2 死亡等の交通事故事件、ひき逃げ事件等に対する捜査の強化	-----	2 1
(1) 死亡等の交通事故事件を重点とした組織的な捜査の推進	-----	2 1
(2) ひき逃げ事件等に対する適正かつ迅速な捜査の推進	-----	2 1
(3) 科学的かつ効率的な交通事故事件捜査の推進	-----	2 2
3 飲酒運転の根絶に向けた総合的な対策の強化	-----	2 2
(1) 指導取締りの強化	-----	2 2
(2) 飲酒運転の根絶に向けた機運の醸成	-----	2 2
4 暴走族対策の強化	-----	2 2
(1) 取締り等の強化	-----	2 2
(2) 行政処分及び再犯防止措置の徹底	-----	2 3
(3) 総合的施策の推進	-----	2 3
第5 高速道路における諸対策の推進	-----	2 4
1 高速道路における交通の安全確保	-----	2 4
(1) 交通指導取締りの推進	-----	2 4
(2) シートベルト対策の推進	-----	2 4
(3) 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進	-----	2 5
(4) 先行対策その他の安全対策の推進	-----	2 5
(5) 交通実態に即した交通規制の実施	-----	2 6
2 高速道路における交通円滑化対策の推進	-----	2 6
(1) 迅速・的確な交通情報の提供	-----	2 6
(2) 関係機関との連携による交通渋滞緩和対策の推進	-----	2 6
(3) 交通事故発生時等における交通流の早期回復	-----	2 6
3 重大事案発生時における被害の拡大防止と的確な交通事故事件捜査の推進	---	2 6
第6 救助・救急活動の充実	-----	2 7
1 応急救護処置に関する知識の普及	-----	2 7
2 緊急通報システムの拡充及び現場急行支援システムの整備	-----	2 7
3 ドクターヘリによる救助・救急活動の支援	-----	2 7
第7 被害者支援の推進	-----	2 7

1	被害者連絡の実施等	27
2	適切な交通事故相談活動の実施等	28
3	交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進	28
4	関係機関等との連携の強化	28
第8	交通事故分析の高度化等及び道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進	29
1	交通事故分析の高度化及び分析の成果の活用	29
2	道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進	29
第9	水上交通の安全	29
1	水上における交通環境の整備	29
2	水上交通の安全に関する思想の普及等	29
3	水上における交通秩序の維持	29
(1)	水上警察体制の強化	29
(2)	効果的な指導取締りの推進	30
4	水難救助体制の充実強化と水難救助技術の向上	30
第3章	都道府県交通安全実施計画の作成の基準となるべき事項	31
第1	業務計画に掲げる施策のうち、都道府県の実情に応じて具体的に敷えんすることが望ましい施策	31
第2	業務計画に掲げる施策のうち、都道府県の実情によっては、必ずしも定める必要がないと考えられる施策	31
第3	業務計画に掲げる施策のうち、都道府県において定める必要がない施策	31

第1章 計画の目的及び実施の方針

第1 計画の目的

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、平成19年度において、国家公安委員会及び警察庁が交通の安全に関し講ずべき施策並びに管区警察局及び都道府県警察が陸上交通の安全に関し講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項を定めることを目的とする。

第2 計画の実施の方針

平成18年中の交通事故による死者数は6,352人で、6年連続の減少となるとともに、昭和30年以来51年振りに6,000人台前半となった。

また、発生件数及び負傷者数についても2年連続で減少した。

しかしながら、いまだ90万件近くの交通事故が発生し、負傷者数は8年連続で100万人を超えているなど、依然として憂慮すべき交通情勢にある。このような情勢に対処すべく、この計画の実施に当たっては、交通安全対策基本法及び第8次交通安全基本計画に基づき、人命尊重の理念の下に、安全で快適な交通社会を実現することを目標として、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、道路交通秩序の維持等の各種施策を一層総合的かつ強力に推進するものとする。

この場合において、関係機関・団体等が行う交通安全活動との調整を図るとともに、地域住民及び運転者等の理解を求め、その積極的な協力を得て施策の推進に努めるものとする。

第2章 国家公安委員会及び警察庁が交通安全に関し講ずべき施策

第1 道路交通環境の整備

1 平成19年度の交通安全施設等整備事業

平成19年度は、社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）の最終年度となることから、これに定められた成果目標の達成に向け、18年度に引き続き、

あんしん歩行エリアの整備（796箇所指定）

事故危険箇所対策の推進（3,956箇所指定）

歩行空間のバリアフリー化の推進

信号機の高度化等

高度道路交通システム（ITS）の推進

等、積極的かつ計画的な交通安全施設等の整備を推進する。整備の推進に当たっては、施策効果を高めるため、交通事故、交通渋滞及び交通公害の発生状況の分析、地域住民や道路利用者の意見の聴取、関係機関・団体等との連携及び調整、事後の効果測定等を的確に実施し、その結果を施策に反映させる。

2 交通安全施設等の整備・充実

(1) 交通管制システム及び交通情報収集・提供装置の整備・充実

交通需要等の増加等に伴い、交通事故が多発し、又は旅行速度が低下している都市部を中心に、交通管制センターの高度化、集中制御エリアの拡大を行うなど、交通管制システムを効果的に整備し、充実させる。

また、その際には、高速走行抑止システム、対向車接近表示システム、駐車誘導システム、違法駐車抑止システム、公共車両優先システム（PTPS）、車両運行管理システム（MOC S）等を積極的に整備するとともに、新交通管理システム（UTMS）のキーインフラである光ビーコンを重点的に整備する。

さらに、過密化・混合化の進む道路交通に対応して、交通の円滑化、環境の保全等を図るため、適正な交通流・量の誘導及び分散を行うほか、渋滞情報、旅行時間情報その他の交通情報を収集・提供するためのシステム、ネットワーク等を積極的に整備するとともに、3メディア対応型VICS車載機の導入、普及等を積極的に推進する。

(2) 信号機、道路標識及び道路標示の整備

交通状況が悪化している区間・地点を重点に、集中制御化、系統化、感応化等信号制御機能を向上させる。

また、事故抑止に極めて高い効果を有する信号機については、地域住民等の設置要望を勘案の上、あんしん歩行エリア、事故危険箇所等緊急性の高い地点を重点とする計画的な整備を推進する。

さらに、道路標識について、表示板の大型化と高輝度化、内照式又は自発光式標識の導入、可変標識の効果的活用等を図る。また、道路標示について、非分離二車線区間における分離対策、カーブ区間における安全対策等を推進するため、車線分離併用標示、導流帯の整備、中央線のワイド化、高輝度化等を積極的に促進する。

(3) 保全管理の徹底

交通安全施設等の機能の保全・改善を十分に行うとともに、交通実態に応じた交通安全施設等の管理システムの構築等を推進する。特に道路標識及び道路標示について、設置状況の常時点検を行う管理体制を確立し、更新、補修、早期塗り替え等を時機を逸することのないように行う。

(4) 政策評価の実施

事業実施前後の交通事故の発生状況を比較するなどして、交通安全施設等の整備効果を定量的に測定するとともに、その結果を分析し、施策に反映させる。

(5) 道路管理者等と連携した対策の展開

交通安全対策への参加意識を高め、誰もが安心して利用できる道路交通環境を創造するための実践活動として、道路管理者等と連携して、地域住民の参加による交通安全総点検を推進する。

また、道路管理者と連携して、あんしん歩行エリアにおいて歩行者等の安全通行の確保に向けた施策を推進するとともに、事故危険箇所において集中的な事故防止対策を推進すること等により、交通事故の抑止を図る。

3 効果的な交通規制等の推進

(1) 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、道路網全体の中で、それぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状

況、交通流・量の状況等を的確に把握し、地域の実態等に応じた効果的な交通規制を行う。

また、交通実態の変化等に応じて既存の交通規制を見直すなど、規制内容をより合理的なものにするとともに、道路標識・道路標示の簡素合理化に努める。

さらに、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常感じている意見について「標識BOX」等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

(2) 道路使用等の適正化

道路使用の許可に当たっては、道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保に配慮した適正な運用に努める。

また、オープンカフェの設置、地域活性化等を目的とするイベント、映画ロケーション等に係る道路使用の許可に当たっては、地域住民等の要望を勘案しつつ、許可申請に係る行為の公益性、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的かつ透明性の高い運用を行う。

4 歩行者、自転車利用者等の安全の確保

(1) 生活道路等における歩行者等の安全通行の確保

あんしん歩行エリアについては、信号灯器のLED化や道路標識・道路標示の高輝度化、周辺幹線道路における光ビーコンや交通情報板の整備等を重点的に推進することにより、通過交通の進入抑制や速度抑制、幹線道路における交通流の円滑化を図り、歩行者・自転車利用者の安全かつ円滑な通行を確保する。

また、あんしん歩行エリア以外の生活道路においても「生活道路事故抑止対策マニュアル」を活用するなどして、警察署と生活道路を管理する市町村とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者、自転車にとって危険な地点・路線において点的・線的な交通事故抑止対策を実施する。

さらに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路を重点に、音響式信号機等の整備、歩車分離式信号の運用や、道路標示の

高輝度化等を推進する。

(2) 自転車走行空間の整備

自転車及び歩行者の安全を確保するため、自転車の通行に係る危険箇所についての点検を実施するとともに、危険箇所の道路状況に応じた対策として、普通自転車歩道通行可の規制の見直し、普通自転車の歩道通行部分の指定、道路管理者との連携による自転車道の整備や自転車専用通行帯の設置、警告看板等の設置による自転車の歩道通行の抑止等に関する対策の検討を行うなど、自転車の走行空間の整備に向けた取組みを推進する。

5 道路交通のIT化の推進

(1) ITSの推進

交通安全の確保、交通流の円滑化及び大気汚染・騒音等の交通公害の低減を目的としたITSである新交通管理システム(UTMS)については、公共車両優先システム(PTPS)、現場急行支援システム(FAST)、歩行者等支援情報通信システム(PICS)を始めとする各サブシステムの整備を積極的に推進するとともに、光ビーコンの増設を推進する。

また、周辺の交通状況を視覚・聴覚情報として運転者に提供することにより交通事故を未然に防止することを目的とした安全運転支援システム(DSSS)については、モデル事業を実施し、全国整備に向けた取組みを積極的に推進する。

(2) 多様なニーズに応じた交通情報の提供の推進

利用者の多様なニーズにこたえるため、カーナビゲーション装置にリアルタイムで交通情報を提供する道路交通情報通信システム(VICS)の情報提供エリアの拡大、情報の内容の充実、精度の改善、3メディア対応型VICS車載機の普及促進等を推進する。

また、道路管理者や関係団体と連携して、交通管制システム等で収集した渋滞情報等をオンライン・リアルタイムで民間事業者に供与することによって、交通情報提供事業の促進を図るとともに、交通情報の提供に関する指針(平成14年国家公安委員会告示第12号)に基づき、正確かつ適切に交通情報を提供するように指導を行うほか、特定交通情報提供事業者については、事業届出制の適切な運用を行う。

6 交通円滑化対策の推進

(1) 幹線道路の円滑化対策の推進

幹線道路の機能の維持向上のため、信号機のサイクル、スプリット、オフセット等の設定の計画的な見直し等を推進するとともに、信号機の集中制御化、系統化、感応化、多現示化等の高度化を行う。

また、個々の信号機において交差点に到達する交通流を予測して制御するプロフィール信号制御方式については、モデル事業を実施し、全国整備に向けた取組みを積極的に推進する。

さらに、信号制御に関する国家公安委員会の指示権を的確に運用し、全国的な幹線道路の都道府県境等における交通管理の一体性を高める。

(2) バス運行の円滑化

バスの定時運行を確保するため、運行頻度、輸送量、通行経路の混雑度等を勘案しつつ、バス路線及び近隣道路の交通規制を見直すとともに、公共車両優先システム（PTPS）、バス専用・優先レーン等を整備する。

また、関係機関・団体と連携して、バスベ이의整備、バスレーンのカラー舗装化等を実施する。

(3) ボトルネック解消対策の推進

交通のボトルネックとなっている交差点については、信号現示の運用の改善、交通規制の見直し等を集中的に推進するとともに、交差点の形状やトンネル、橋梁等道路構造が交通のボトルネックの原因となっている可能性がある場合は、交通容量の増大、バイパスの整備、道路の拡幅改良等について道路管理者等に対する働き掛けを行う。

(4) 大規模事業等への先行対策の推進

都市計画、開発事業、大規模施設の建設、道路や駐車場の整備、博覧会等の大規模行事の開催等に際し、地域全体の交通情勢を勘案の上、計画の段階から、駐車場の確保、周辺交通へ与える影響の軽減等について交通管理上必要な指導・提言を積極的に行うよう努める。

7 交通需要マネジメントの推進

(1) 交通需要軽減対策の推進

バスの定時運行を確保し、マイカーから路線バス等大量公共輸送機関に交通

手段を転換させるため、6(2)に掲げたバス運行の円滑化等を推進するとともに、バス事業者、鉄道事業者等に対する、パーク・アンド・ライド等の導入についての働き掛けを強化する。

また、物流その他の自動車利用の効率化のため、バス事業者等による車両運行管理システム(MOCS)の導入、工業団地等における共同企業バスの運行、事業所単位の相乗り組織等の結成、運送事業者による共同集配システムの構築等についての働き掛けを図る。

(2) 交通需要平準化対策の推進

交通渋滞情報、旅行時間情報等の交通情報を迅速かつ的確に提供することにより、交通流・量の誘導及び分散を促すとともに、通勤や業務に伴う交通需要を平準化するため、関係機関・団体等に対し、時差通勤又はフレックスタイム制の導入についての働き掛けを強化する。

また、都市圏における交通渋滞の緩和等のため、交通需要マネジメント(TDM)施策、バイパス・環状道路の整備や信号制御の高度化等の交通容量拡大策及び交通結節点の整備等のマルチモーダル施策等を組み合わせた都市圏交通円滑化総合対策を関係機関と共に推進する。

8 総合的な駐車対策の推進

(1) 駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しの推進

道路環境、交通量、駐車需要等の変化に対応したきめ細かな駐車規制の見直しを引き続き推進するとともに、地域住民等の合意に基づく具体的な要望意見については、積極的に検討を行う。また、必要に応じて時間制限駐車区間規制を実施する。

駐車規制の除外対象となる車両のうち、身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両に掲出するための標章については、身体障害者等本人に対して交付する方法に改め、福祉タクシー等に乗車する場合にも使用することができるよう見直しを行う。

駐車許可については、申請者の負担軽減の観点から、審査の迅速化及び夜間休日における申請受理窓口の整備等を図る。

(2) 新たな駐車対策法制による違法駐車対策の推進

平成18年6月1日から施行された新たな駐車対策法制の下、取締り活動が

イドラインに従って重点を指向した取締りの推進、駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、放置違反金制度による使用者責任の追及、悪質な運転者の責任追及の徹底等により、地域の駐車秩序の確立を図る。

(3) 関係機関等との連携の緊密化

ア 違法駐車防止条例制定への働き掛け

駐車問題に関し、警察と地方公共団体との協力関係の強化と役割分担の明確化及び違法駐車防止活動の活発化のため、地方公共団体に対する違法駐車防止条例の制定についての働き掛けを推進する。

イ 関係機関等との連携による総合的な駐車対策の推進

地方公共団体、道路管理者等と共に駐車対策協議会を設立し、地域における駐車問題を協議・検討して、各種の駐車対策を推進するほか、地方公共団体に対する駐車場附置義務条例の制定、公共駐車場の整備等についての働き掛けを強化する。

(4) 広報啓発活動の効果的展開

報道機関、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て、違法駐車に起因する交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車が悪質性・危険性・迷惑性に関する広報啓発活動を効果的に展開し、違法駐車を排除しようとする機運の醸成を図る。

(5) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の効果的な運用等

保管場所証明等により、自動車の保管場所の確保を図り、自動車の路上放置を防止するとともに、保管場所としての道路使用や車庫飛ばし事件等、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反の検挙に努め、同法の効果的な運用を図る。

また、自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続（保管場所証明、登録・検査、各種租税の納付等）について、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図るため、ワンストップサービス・システム（複数の手続・サービスを1箇所又は1回で完了することのできるシステム）の全国的な整備と安定的な運営に向けた取組みを推進する。

9 災害に備えた道路交通環境の整備

(1) 災害に強い交通安全施設等の整備

地震等の災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通監視用カメラ、交通情報板等の交通安全施設等の整備や、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として自動起動型信号機電源付加装置等の整備を推進する。

また、オンライン接続された各都道府県警察の交通管制センターから詳細な交通情報をリアルタイムで警察庁において集約し、その情報を災害時の広域的な交通管理に活用できるよう、警察庁の広域交通管制システムの運用を的確に行う。

(2) 災害発生時における交通規制

災害発生時は、災害応急対策を的確かつ円滑なものとし、また、混乱を最小限に抑えるため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等に基づき、(1)に掲げる施設等を効果的に活用した交通規制の迅速かつ的確な実施を図る。

また、被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、災害の状況や交通規制等に関する情報を的確に提供する。

10 交通管理による環境対策

(1) 交通管制技術の高度化

深刻化する交通公害の低減及び地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出削減を図るため、交通管制技術の高度化を推進し、交通状況に応じた信号機の制御等による交通の円滑化、きめ細かな交通情報の提供による交通流・量の誘導及び分散、公共車両優先システム（PTPS）の導入によるマイカー需要の低減と交通総量の抑制等の諸対策を推進する。

(2) 環境対策のための交通規制

道路交通騒音対策、振動対策等の観点から、通過車両の走行速度を低下させ、エンジン音等を低く抑えるための最高速度規制やエンジン音等の大きい大型車を沿道から遠ざけるための中央寄り車線規制等の対策を沿道地域の交通公害の状況や道路交通の実態に応じて実施する。

11 踏切道における交通安全対策の推進

踏切道の幅員、道路の交通量、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案して、必要に応じ、車両通行止め、一方通行等の交通規制を推進し、併せて道路標識等の視認性の向上を図る。

また、踏切道における交通の安全と円滑を図るため、必要な安全対策が講じられた踏切道には、道路交通の状況、列車運行回数等を勘案して踏切信号機を設置するとともに、近接する交差点等に必要な交通規制を行い、また、列車の運行に連動して制御する信号機を整備する。

さらに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

第2 交通安全思想の普及徹底

1 交通安全教育指針に基づく交通安全教育の推進

長期的に交通安全の水準を向上させ、交通事故を防止するため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。特に、高齢者に対しては、その交通事故実態、交通行動の特性等の調査分析・研究に基づいたきめ細かな交通安全教育を実施するとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を理解させることにより、高齢者に対する保護意識が醸成されるよう啓発指導を行う。

そのため、警察の交通安全教育指導者の能力の向上を図るとともに、地域交通安全活動推進委員、安全運転管理者、自治体の交通指導員等交通安全教育に携わる者についても、主体的に教育を実施できる指導者としての育成を図るなど、地域実態に即した効果的な交通安全教育を計画的かつ強力に推進する。

(1) 幼児、小中学生及び高校生に対する交通安全教育の推進

幼児に対しては、交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所及び保護者等と連携して紙芝居や視聴覚教材等を活用した交通安全教室等の実施に努める。

小中学生に対しては、歩行者及び自転車の利用者として必要な知識・技能を習得させ、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、学校、PTA等と連携した自転車教室等の実施に努める。

高校生に対しては、二輪車の運転者及び自転車の利用者として必要な知識・技能を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持った行動ができ

るよう、高校、PTA等と連携して、二輪車の免許取得者を対象とした実技講習会等の実施に努める。

(2) 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化が道路における交通行動に及ぼす影響を理解させるよう努める。特に、交通安全教育を受ける機会が少ないことなどにより、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者及び自転車利用者の心得等について理解させ、また、高齢運転者に対しては、安全な運転に必要な知識・技能を習得させるため、通行の態様に応じた参加・体験・実践型の講習会の実施に努める。

また、電動車いすの安全利用に係る講習会の実施に努める。

高齢者に対する交通安全教育の実施に当たっては、平素から高齢者と接する機会の多い民生委員等の福祉関係者を始め、地域の関係機関・団体等と連携し、高齢者宅の訪問指導等により日常的に必要な知識の習得が行われるよう地域ぐるみの支援体制を構築する。

さらに、高齢者間の相互啓発による安全意識の高揚を図るため、高齢者自身による交通安全に係るボランティア活動を促進するほか、老人クラブ、老人ホーム等に交通安全部会や交通指導員を設け、その活性化に努める。

2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動については、市町村を始めとする関係機関・団体等との連携を強化し、交通情勢、住民のニーズ等を踏まえた運動重点や具体的な活動目標の設定による住民本位の運動の展開及び事後の運動効果の検証・評価により、一層効果的な運動の実施に努める。

また、運動に当たっては地域に密着したきめ細かな活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

(2) 自転車の安全利用の推進

ア 関係機関等と連携した交通安全教育等の推進

関係機関・団体、ボランティア等と密接に連携して、幅広い年齢層を対象

とした自転車教室の開催、「中・高校生に対する自転車の安全利用に関する教育モデル事業」の実施等自転車に関する交通安全教育を充実するとともに、子供や高齢者の自転車大会の計画的実施、期間を定めた集中的な広報活動、通勤・通学の時間帯等を中心とした街頭啓発活動等自転車に関する交通ルールの周知と遵守を徹底するための施策を推進し、自転車の安全利用の促進を図る。

また、自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発を推進し、特に、幼児や児童が自転車に乗車する際のヘルメットの着用を積極的に促進する。

イ 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車及び普通自転車の型式認定制度を活用する。

また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける機運を醸成するとともに、自転車事故による被害者の救済に資するため各種保険の普及に努める。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

(3) 後部座席等におけるシートベルト着用の推進

シートベルトの着用については、運転席及び助手席だけではなく、後部座席においても被害軽減効果が高いことから、後部座席を含むシートベルトの着用の必要性及び正しい着用方法について、地方公共団体、関係機関・団体等との協力の下、様々な機会・媒体を活用して積極的に普及啓発活動を推進する。特に、後部座席の乗員に関する事故の実態やシートベルトの着用による被害軽減効果の周知に努め、後部座席におけるシートベルト着用の促進を図る。

(4) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園・保育所、病院等と連携した取付け講習会や指導員育成のための研修会等を開催し、幼児の体格に適したチャイルドシートの使用、正しい取付け方法等適正な使用方法についての広報啓発及び指導の徹底を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組みを強化する。

また、地方公共団体、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じてチャイルドシートを利用しやすい環境づくりを推進する。

(5) 反射材の普及促進

夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材の展示会の開催等を推進する。

反射材の普及に際しては、特に高齢者を中心に、すべての年齢層を対象として、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。

(6) 効果的な広報の実施その他の普及啓発活動の推進

関係機関・団体等と連携して、各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開するほか、対象に応じたチラシ、パンフレット等を配布するなど、国民一人一人が交通安全を自らの問題としてとらえ、これを実践するように、効果的な広報活動を推進する。

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対しては、交通安全関係資料を積極的に時機を逸することなく提供するなどして、交通安全広報について十分な協力を得られるよう努めるとともに、関係機関・団体等に対してもこれらの資料を積極的に提供し、自主的な交通安全活動の効果的な展開を促進する。

また、交通警察と国民との相互理解の場としての交通警察懇談会を開催したり、国民から電子メール等により意見・要望を受けるなどして、国民の意見・要望を交通警察の運営に積極的に反映させる。

このほか、国民が交通事故の実態やその悲惨さについて理解し、交通事故防止に資する意識の啓発等を図ることができるよう、交通事故分析に基づく事故類型別や年齢層別等の様々な交通事故データの公表を実施し、その実態等についての周知を図る。

3 関係団体等に対する指導等

(1) 交通安全活動推進センターに対する指導等

交通安全活動推進センターに対し、交通の安全に関する事項についての広報

啓発活動、交通事故に関する相談、運転適性指導、道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること等の事業について、体制の整備等を行い、民間における交通安全活動の中核として適正かつ効果的に運営するよう指導する。

(2) 地域交通安全活動推進委員その他民間ボランティア等に対する指導等

地域交通安全活動推進委員に対し、地域の交通ボランティア活動のリーダー役として、適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育、駐車対策を始めとする交通の安全と円滑に資するための広報啓発活動、企業等に対する協力要請活動、住民からの相談を受ける活動等を適正かつ効果的に実施するための指導を強化するとともに、地域交通安全活動推進委員協議会に対し、委員の活動に関して必要な情報を提供するなどその指導・支援に努める。

また、通学通園路における児童及び園児の保護誘導、高齢者のいる家庭に対する訪問指導、幼児や両親に対する交通安全教育等の活動に従事している民間の交通指導員に対し、その活動が効果的に実施されるように関係機関・団体等との連携を強化して指導・支援に努める。

(3) 交通安全関係団体及び交通関連事業者に対する指導等

ア 交通安全関係団体に対する指導

自動車安全運転センター、安全運転研修推進協会、全日本交通安全協会、国際交通安全学会、日本交通管理技術協会、日本自動車交通安全用品協会、日本交通安全教育普及協会、日本交通福祉協会、全日本指定自動車教習所協会連合会、全国二輪車安全普及協会、全国自動車運転教育協会、交通事故総合分析センター、日本道路交通情報センター、道路交通情報通信システムセンター（VIC Sセンター）、日本自動車連盟、全国道路標識・標示業協会、交通工学研究会、日本自家用自動車管理業協会、全国運転代行協会、新交通管理システム協会（UTMS協会）、全国反射材普及促進協議会、全国デリバリー業安全運転協議会、全日本高速道路レッカー事業協同組合、交通安全対策推進協議会（ディーラー協議会）等に対し、組織の運営と交通安全のための諸活動が適正かつ効果的に行われるよう指導する。

イ 交通関連事業者等に対する指導等

高速道路交通安全協議会等の活動の活発化を促し、事業活動に際しての過積載、過労運転、速度超過等の防止を図るとともに、職業運転者が安全走行のペースメーカーの役割を果たすよう指導・育成する。

また、自転車の小売業者等に対し、自転車の点検整備の励行等を通じて、地域における自転車の安全利用の中核として活動するよう、あらゆる機会をとらえて指導に努める。

さらに、自動車運転代行業、自家用自動車管理業について、関係機関・団体等との連携を強化し、その健全育成に努めるとともに、自動二輪車等を使用して貨物の輸送等を行ういわゆるバイク便事業者や自転車便事業者に対して、交通安全の確保の指導等に努める。

第3 安全運転の確保

1 運転者教育の充実

(1) 運転者教育の効果的推進

運転者教育の充実を図るため、最近の交通事故の特徴等を踏まえた上で、常に制度の在り方、教育方法・内容等の見直しを行い、国民の理解と共感に支えられた運転者教育を効果的に推進する。

(2) 自動車教習所における教習の充実

各種研修等を通じて指定自動車教習所の教習指導員等の資質の向上を図るとともに、技能検定に立ち会うなどし、立入検査の結果に基づく指導による教習水準の維持・向上を促進するほか、指定自動車教習所以外の届出自動車教習所に対しても、その水準向上のため、適正な教習の実施に必要な指導・助言に努める。

また、国民に対しては、教習水準に関する情報の提供を促進する。

(3) 各種講習の充実

ア 運転免許取得時講習の充実

運転免許取得時講習（大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、応急救護処置講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習）を効果的に実施するため、講習委託先に対する必要な指導監督を行い、講習に必要な体制の整備を図る。

イ 更新時講習の充実

優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新者の区分に応じた講習の実施、受講者の態様に応じた特別学級の編成、講習指導員の資質の向上と適正人員の確保、講習内容の充実及び講習施設と資機材の整備・充実を図ることにより、効果的な更新時講習を実施する。

(4) 高齢運転者対策の充実

ア 高齢者に対する教育の充実

高齢者講習については、その委託先に対する指導監督、受講者の増加に伴う講習指導員の計画的な養成と資質の向上、運転適性検査器材等の整備・充実を図り、講習効果の高い実車や運転適性検査器材を活用した参加・体験・実践型の講習、運転適性診断の結果に基づく個別の安全運転指導等を実施する。

また、いわゆるチャレンジ講習やシニア運転者講習の適切な運用を図る。

さらに、更新時講習においては、高齢者学級の拡充等に努める。

イ 適性検査の充実等

認知症の疑いがある運転者の把握に努め、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。

ウ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な表示の促進を図る。

(5) 運転免許を取得した者に対する再教育の推進

運転免許を取得した者に対する再教育を実施している自動車教習所等に対し、必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての自動車教習所等の機能を充実強化する。

(6) 二輪車運転者教育の推進

指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習の充実及び技能検定制度の適正な運用を図るとともに、更新時講習等における二輪車特別学級の編成、運転免許取得者教育の認定制度の活用、二輪車安全運転推進委員会が行う二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習に対する積極的な支援等により二輪車運転

者に対する教育の充実を図る。

また、二輪車関係団体等と協力して、自動二輪免許を受けようとする者やその取得者に対する二人乗りに関する安全教育を推進する。

2 適正な運転免許行政の推進

(1) 運転免許手続における簡素合理化の推進

申請等に係る国民の負担軽減の観点から、運転免許証の更新についての即日交付窓口の拡大、優良運転者に係る利用可能な更新窓口の拡大、更新申請書等に添付する免許用写真の省略等の手続の簡素合理化を一層推進することとし、必要な各種資機材の整備を図る。

(2) 国民の利便を考慮した施設の整備及び業務の推進

運転免許業務の機械化・IT化による合理化のほか、託児コーナー、身体障害者用トイレの設置等運転免許証更新申請者等の利便の向上に配慮した運転免許センター等の施設・設備の整備や運転免許試験場のコ－ス開放による運転免許取得希望者等の練習機会の拡大を図るなど、国民の利便を考慮した運転免許行政を推進する。

(3) 運転免許試験及び指定自動車教習所における技能検定の適正水準の維持等

技能試験官の資質の維持向上を図ることにより、運転免許試験の適正水準を維持する。運転免許試験については、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するため、試験方法等の見直しを促進する。

また、指定自動車教習所に対する指導監督を徹底し、適正な業務の推進、技能検定の適正水準の維持を図る。

(4) 危険運転者の排除と改善

危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止を始めとする行政処分の迅速・的確な執行のほか、運転に支障を及ぼす病気の疑いのある者等に対する臨時適性検査等の適正な実施に努める。

また、違反行為をした危険運転者の改善のため、初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習及び取消処分者講習について、講習指導員を計画的に養成し、資質の向上を図るとともに、講習施設等の資機材の整備・充実に努め、指導の充実を図る。

特に、取消処分者講習については、指定講習機関制度の適正な運用により、

受講者の増加に適切に対応するとともに、講習水準の維持向上に努める。

(5) 国際化に対応した運転免許事務の推進

国外運転免許証の発給については、申請者の利便と業務の合理化を図るため、自動印字システムの導入、旅券発給窓口の近隣における窓口の開設等サービスの向上に努める。

また、外国運転免許証を受けている者に対する運転免許試験の一部免除に当たっては、自動車の運転に支障がないことの確認の適正な実施とともに、偽造免許証による国内免許の不正取得の防止を強化する。

(6) 運転免許証のＩＣカード化の推進

ＩＣカード免許証については、平成１９年１月４日から発行を開始した５都県以外の道府県においても、円滑な発行開始のための諸準備を行うとともに、各種活用方策の具体化を進める。

(7) 新たな運転免許制度の円滑な施行に向けた準備

平成１９年６月２日から施行される中型免許の新設等を内容とする運転免許制度の円滑な施行に向け、広報啓発活動の推進、技能試験の実施体制の整備、教習所に対する指導等、計画的な準備作業を行う。

3 きめ細かな運転者施策の推進

(1) 運転適性検査等の効果的活用

運転者の運転特性を診断するために開発された筆記による運転適性検査や運転適性検査器材を用いた運転適性検査を積極的に活用し、その結果に基づいた安全運転指導により、安全運転意識の醸成を図る。

また、運転適性検査等の業務が適正に行われるよう検査指導者の充実に努める。

(2) 障害者等に対する運転適性相談活動等の充実

障害者（一定の病気にかかっている者等）の運転免許の取得について、自動車等の安全な運転への支障の有無を個別に判断する必要があることを踏まえ、担当職員の専門的知識・技能の向上を図り、障害者に対する運転適性相談活動等のより一層の充実に努める。

また、運転免許試験場等における身体障害者及び高齢者の利便のため、身体障害者用に改造を行った持込み車両等による技能試験を実施するとともに、手

話通訳員の配置、字幕入り講習用ビデオの導入、試験問題の漢字に振り仮名を付けた学科試験の実施等に努める。

さらに、身体障害者に係る教習体制の充実について、指定自動車教習所に対する指導を推進する。

4 安全運転中央研修所における高度かつ専門的な運転者教育の推進

我が国全体の交通安全水準の向上を図るため、自動車の運転に関し、高度の技能及び知識を必要とする業務に従事する者等に対して、安全運転中央研修所の研修課程の受講を促進する。特に、企業等で運転者教育に携わるため、専門的な知識・技能を必要とする安全運転管理者等に対しては、安全運転管理者課程等の受講を積極的に奨励する。

5 企業等における安全運転管理等の強化

(1) 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等

企業等における自主的な安全運転管理の推進及び安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転管理者等の組織への加入促進、安全運転中央研修所での研修課程の受講、各種運転経歴証明書の活用等による安全運転管理者等の管理下にある運転者の把握、自主的な検討会の開催、無事故無違反運動の実施等について指導を強化する。

特に、交通事故多発事業所、道路交通法に定められた安全運転管理者等講習の未受講事業所、放置行為、過積載運転等に係る指示や自動車の使用制限命令を受けた事業所等安全運転管理上問題のある事業所については、随時、都道府県公安委員会に対する報告又は資料提出の要求や個別の巡回指導等の実施により、運転管理の体制及び方法の改善等の指導を強化する。

また、安全運転管理者等の選任状況を的確に把握し、未選任事業所の一掃を図るとともに、安全運転管理者等の選任に当たっては、安全運転管理者制度の目的を踏まえ、使用者に代わるべきものとして、安全運転管理業務を強力かつ効果的に遂行することができる職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう、事業所に対する指導を強化する。

さらに、事業活動に伴う交通事故防止を一層推進するため、先進安全自動車（ＡＳＶ）、映像記録型ドライブレコーダー、安全運転の確保に資する車載機器等の普及に向けた働き掛けに努める。

(2) 使用者等への責任追及の徹底

企業等の事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度の十分な活用とともに、自動車の使用者等による過積載運転、無免許運転、過労運転等の下命・容認事件に対する自動車の使用制限命令の迅速・適正な執行により、再犯の防止を強化する。

(3) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習の実施

安全運転管理者等講習の効果を上げるため、講師の選定や事業所の規模、安全運転管理者等の経験年数に応じた講習区分に配慮するほか、視聴覚教養、受講者による討議、安全運転実技指導等を実施し、より効果的な方法による講習の実施を促進する。

さらに、講習の中で交通安全教育指針の内容やそれに基づく具体的な教育実施例を説明するなど、安全運転管理者等が事業所の運転者に対して行う同指針に従った交通安全教育に必要な指導・助言に努める。

第4 道路交通秩序の維持

1 効果的な交通指導取締り活動の推進

(1) 街頭活動の強化

交通事故の多発する路線及び交差点において白バイ及び交通パトカーによる警ら活動や交通検問その他指導取締りを強化して、交通事故の防止を図る。

また、児童、高齢者及び身体障害者の道路横断時の保護誘導、自転車の交通ルールと正しい乗り方や点検整備についての指導等歩行者及び自転車利用者に対する街頭活動を積極的に推進する。

特に、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等の歩行者等に危険を及ぼす違反に対して積極的に指導警告を行うとともに、悪質性・危険性の高い違反者に対する厳正な検挙措置を推進する。

(2) 交通指導取締りの重点的推進

限られた体制での交通指導取締りを効果的に推進するため、地域の交通実態も踏まえ、事故の多発する路線、交差点等における重大事故の防止を重点として、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反、国民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置き

た指導取締りとその管理を強化する。

また、歩行者、自転車利用者等交通弱者保護の観点に立った指導取締りに努め、交差点における歩行者妨害、信号無視等の取締りを積極的に推進する。

さらに、運転中の携帯電話使用等違反について、引き続き積極的な指導取締りを推進するとともに、交通事故の被害の軽減を一層進めるため、シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に係る指導取締りの徹底を図る。

(3) 背後責任の追及と根源的対策の推進

過積載運転、過労運転、速度超過等の違反については、違反者の取締りにとどまらず、その使用者、荷主等に対する背後責任の追及を徹底し、併せて自動車の使用者に対する指示及び使用制限命令を迅速かつ的確に行い、再発防止の徹底を図る。

また、交通指導取締り及び交通事故事件捜査の結果に基づき、所要の事項を関係機関・団体等に通報・提言し、適切な行政措置と関係団体等による自主的な改善措置が講じられるよう積極的な働き掛けに努める。

(4) 科学的な交通指導取締りの推進

交通事故分析システムの高度化を図るとともに、取締り用装備資機材の改良等科学技術の進歩に対応した研究開発に努めるなど、交通事故実態に的確に対応した科学的かつ効率的な指導取締りを推進する。

2 死亡等の交通事故事件、ひき逃げ事件等に対する捜査の強化

(1) 死亡等の交通事故事件を重点とした組織的な捜査の推進

被害者が死亡等のため、事情聴取ができない事故や当事者間の言い分が食い違っている事故を重点として初動の段階から組織的な捜査を行い、事故原因の徹底究明を強化する。

また、危険運転致死傷罪の的確な適用に努める。

(2) ひき逃げ事件等に対する適正かつ迅速な捜査の推進

ひき逃げ事件については、適正かつ迅速な初動捜査を徹底するとともに、現場こん跡画像検索システム等の交通鑑識資機材の効果的活用を図り、被疑者の検挙を強化する。

また、交通事故を偽装した保険金詐欺事件、自動車整備事業者による不正車検事件、使用者等による悪質な違反行為の下命・容認事件等の交通特殊事件に

についても事案の究明と積極的な事件化に努める。

(3) 科学的かつ効率的な交通事故事件捜査の推進

より信頼性の高い客観的資料に基づく迅速な交通事故事件捜査を実施するため、交通事故自動記録装置等の各種捜査支援資機材を整備し、科学的かつ効率的な交通事故事件捜査を推進する。

また、欠陥の疑いのある自動車による交通事故等を認知した場合には、科学的な捜査を進めるとともに、通報の速やかな実施等関係機関との連携を強化する。

3 飲酒運転の根絶に向けた総合的な対策の強化

(1) 指導取締りの強化

飲酒運転の根絶を図るため、飲酒運転及びこれによる交通事故の発生実態等を踏まえ、飲酒運転の指導取締りを継続的に強化推進する。

また、必要な取締り体制の確保に努めるとともに、効果的な取締り手法について検討を行い、重点的かつ効果的な指導取締りを推進する。

さらに、飲酒運転を検挙した場合において、教唆・帮助行為の疑いがあるときは、運転者に対する捜査だけでなく、同乗者、運転者と共に飲酒を行った者、飲酒が行われた飲食店の関係者等に対する捜査を徹底する。

(2) 飲酒運転の根絶に向けた機運の醸成

飲酒運転の根絶を図るため、地方公共団体を始めとする関係機関・団体と連携し、飲酒運転を許さない社会環境の構築に努める。

特に、様々な広報媒体を活用して飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態の周知を図るとともに、交通安全活動推進委員、安全運転管理者等を通じて、地域や職域ごとに飲酒運転の根絶に向けた機運の醸成を図るほか、酒類の製造・販売業者、酒類を提供する飲食店、駐車場管理者等に対し、飲酒運転を防止するための取組みを要請する。

また、運転者に飲酒運転の危険性を理解させるため、飲酒した上でテストコースの走行や運転シミュレーターの操作を体験させたり、酒に酔った状態を疑似体験させたりするなどにより、効果的な交通安全教育を推進する。

4 暴走族対策の強化

(1) 取締り等の強化

ア 現場検挙等による暴走行為の封圧

暴走族事案に対しては、車両封鎖用エアバッグを始めとする暴走族阻止・検挙用資機材や暴走行為採証用資機材の導入及び効果的活用を図り、共同危険行為等の禁止規定を始め、あらゆる法令を適用して、現場検挙を強化する。

特に、「初日の出暴走」等大規模暴走事案に対しては、機動隊の運用を含めた対策を推進し、暴走行為の封圧、検挙の徹底を図る。

イ 不法改造車両等に対する取締り

騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反等に対する取締りを強化するとともに、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の不法改造等の禁止直罰規定を適用し、車両の不法改造を行った者に対する責任の追及に努める。

なお、車両の不法改造事案については、整備通告の確実な実施とともに、道路運送車両法による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化する。

また、再犯防止の徹底のため、犯罪を組成した車両についての押収の強化及び没収又は没取の措置の適用を促進する。

ウ 暴走族グループの解体に向けた取組みの強化

あらゆる活動を通じた暴走族に関する情報の収集による実態把握とともに、把握した暴走族についての組織的な個別指導・補導の実施による暴走族グループの解体、暴走族からの離脱及び再組織化の防止を図る。

なお、暴走族少年による事件の捜査に当たっては、少年の適正な処遇のため、要保護性、ぐ犯性等に関する調査の徹底を図る。

また、集団暴走行為を行うグループのうち、いわゆる旧車會を始めとする成人構成率の高いものについても、共同危険行為等、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、車両番号標の表示義務違反等の各種法令違反行為に対して徹底した取締りを行い、その解体を推進する。

(2) 行政処分及び再犯防止措置の徹底

暴走族に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施する。特に、共同危険行為等の重大違反唆し行為に対する取消処分等の的確な実施に努める。

(3) 総合的施策の推進

ア 関係機関等との連携強化

暴走族及び少年非行防止関係の関係機関・団体等との連携により、暴走族対策会議の活性化を図るとともに、暴走族対策推進幹事会の設置及び具体的活動を促進する。

また、各種の交通規制と共に、一定間隔での薄層舗装の設置等道路構造面から暴走しにくい道路環境への改善、い集場所として利用されやすい施設の適切な管理、暴走行為を助長する自動車等の不法改造の防止、不法改造車に対する給油の自粛等の措置の的確な実施を図る。

イ 暴走族への加入防止対策の推進

暴走族への人的供給の遮断のため、中学生を対象とした暴走族加入阻止教室を開催し、暴走族の危険性・悪性について理解を深めさせるなど効果的な暴走族加入防止対策を推進する。

ウ 暴走族追放機運の醸成

地方公共団体における暴走族根絶条例等の制定及び運用に協力するとともに、国民に対して、「暴走を『しない』『させない』『見に行かない』」等の暴走族追放スローガンの徹底を図る。

また、各種メディアに対し、暴走族による不法行為の実態、暴走族の取締り状況等について、時宜を得た素材を提供するとともに、インターネットを活用した広報活動等を通じて、暴走族追放機運の醸成を図るなどして、暴走族対策への国民の理解と協力の確保に努める。

第5 高速道路における諸対策の推進

1 高速道路における交通の安全確保

(1) 交通指導取締りの推進

高速道路における交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等を重点とした指導取締りを推進する。

また、事故防止効果の高いインターチェンジ入口等における集中的な取締りについても、ETC車両の減速対策を十分に講じた上で積極的に行う。

(2) シートベルト対策の推進

シートベルトの着用については、運転席及び助手席だけでなく、後部座席においても被害軽減効果が高いことから、インターチェンジ入口等における指導取締りを強化するとともに、後部座席を含むシートベルトの着用の必要性及び正しい着用方法について、高速道路株式会社等に対する指導及びサービスエリア等に設置する交通指導所における運転者等に対する指導並びに様々な機会・媒体を活用して積極的に普及啓発活動を推進する。特に、後部座席の乗員に対する事故の実態やシートベルトの着用による被害軽減効果の周知に努め、後部座席におけるシートベルトの着用の促進を図る。

(3) 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進

深夜から早朝にかけての大型貨物自動車等による重大事故を防止するため、飲酒運転、速度超過、過積載運転、通行帯違反等の指導取締りの強化、背後責任の追及、関係機関と連携した事業所等に対する行政指導の徹底等、各種関係法令の積極的な運用に努める。

また、危険物運搬車両の事故防止に係る関係省庁等との申合せ（平成9年12月12日）に基づき、道路交通法違反及び危険物規制関係法令違反の取締りを強化する。

(4) 先行対策その他の安全対策の推進

供用予定の高速道路については、その計画段階から当該道路の位置、構造等を的確に把握し、高速道路株式会社等に対して道路線形の改良、交通安全施設の整備等交通管理上必要な対策の申入れを行うとともに、一般道路との取付け位置、方法等について高速道路株式会社等と十分協議するなど先行対策を推進する。

既に供用中の高速道路については、交通事故の発生状況、交通流の変動、実勢速度等の交通実態等を的確に把握した上で、高速道路株式会社等との共同現地地点検を実施し、道路線形、勾配、簡易分離等の道路構造の改良、交通安全施設の整備等に関し、必要な対策の申入れを行うなど交通危険箇所に対する安全対策を推進する。

特に、非分離二車線区間については、簡易分離施設の高度化、中央分離帯の設置等の安全対策を促進するよう働き掛ける。

また、逆走交通事故を防止するため、高速道路株式会社等と連携して道路標

識等の改良等を推進する。

(5) 交通実態に即した交通規制の実施

高速道路の交通規制については、交通事故の発生状況、実勢速度、交通安全施設の整備状況、道路線形の改良状況、ドライバー等の意見・要望等を十分勘案して、真に交通実態に即したものとなるよう必要な見直しを促進する。

2 高速道路における交通円滑化対策の推進

(1) 迅速・的確な交通情報の提供

高速道路株式会社等と連携し、交通情報収集・提供装置の整備を推進する。

また、警ら活動の強化、交通管制センターとの連携等による高速道路及び関係道路における交通情報の幅広い収集や、ラジオ、テレビ、可変情報板等各種広報媒体の活用により、運転者が必要とする交通情報の迅速・的確な提供を推進する。

(2) 関係機関との連携による交通渋滞緩和対策の推進

交通渋滞の発生を最小限に抑え、高速道路が社会経済の大動脈としての機能を発揮し得るよう、関係機関との連携を密にして、道路工事实施時期、規制方法等の調整、行楽期や旧盆期等の交通量増加時における特別対策等、所要の交通渋滞緩和対策を推進する。

(3) 交通事故発生時等における交通流の早期回復

交通事故発生時においては、各都道府県警察において作成している交通流の早期回復マニュアルを有効に活用して、滞留車両の早期排出、実況見分の迅速化、事故車両の早期排除を強化する。

また、広域的な交通管理を必要とする大規模交通障害を想定した回誘導計画をあらかじめ策定しておくとともに、事案発生時においては、一般道路との調整による必要な交通規制及び交通情報の提供により、適切な回誘導の実施に努める。

3 重大事案発生時における被害の拡大防止と的確な交通事故事件捜査の推進

大規模な多重事故、危険物運搬車両による事故等重大事案が発生した際の被害の拡大及び交通の混乱を防止するため、初動措置要領の整備、危険物データベースの有効活用、道路管理者、消防機関等と連携した総合的訓練の実施、装備資機材の整備を推進する。

また、その捜査に当たっては、関係機関との連携を密にして、道路構造、交通安全施設、車両の構造・性能、運転操作等の多角的な側面からの原因分析を徹底し、これに基づいた的確な捜査に努め、事案により、危険運転致死傷罪の的確な適用に努める。

第6 救助・救急活動の充実

1 応急救護処置に関する知識の普及

自動体外式除細動器（A E D）の知識に関する教育の導入等により応急救護処置講習（教習）を充実させるほか、更新時講習等における教材の積極的な活用により応急救護処置に関する知識の普及を図る。

また、交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等、交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても、広く応急救護処置に関する知識の普及に努める。

2 緊急通報システムの拡充及び現場急行支援システムの整備

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期救出及び事故処理の迅速化のため、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報を通報することなどにより、緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム（H E L P）の普及を図る。

また、緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（F A S T）の整備を図る。

3 ドクターヘリによる救助・救急活動の支援

ドクターヘリによる救助・救急活動を支援するため、平成17年8月に関係省庁等により策定された「高速道路におけるヘリコプターの離着陸に関する検討について」に基づき、ドクターヘリが安全に着陸できる区間・場所の情報の共有や「運用マニュアル」の作成、共通の周波数の無線機の整備を推進するなど、関係機関・団体と連携した取組みを強化する。

第7 被害者支援の推進

1 被害者連絡の実施等

ひき逃げ事件、交通死亡事故、全治3箇月以上の重傷を負った事故及び危険運転致死傷罪に該当する事件の被害者及びその遺族に対して、捜査状況等の連絡を行うほか、被害者等から事故の概要等について説明を求められた場合に適切に対応するなど、交通事故事件の被害者等の心情に配慮した適切かつ確実な被害者連絡の実施等に努める。

また、被害者等から、交通事故の加害者に係る意見の聴取等の期日等や行政処分の結果について問い合わせがあった場合に適切に対応するなど被害者等の心情にも配慮した行政処分制度の運用を図る。

2 適切な交通事故相談活動の実施等

「被害者の手引」及び「現場配布用リーフレット」の作成・配布等により、刑事手続の概要の教示、交通事故証明の申請方法等損害賠償手続の概要等の教示、政府の保障事業、交通事故被害者等の救済を目的とする機関等の紹介等、被害者に対する適切な交通事故相談活動を推進する。

また、被害者及びその遺族が適正な補償を迅速に受けるため、自動車安全運転センターから交通事故証明書発行に必要な事項について照会を受けた際は、迅速かつ正確な回答に努める。

3 交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進

違反や事故を起こして、行政処分を受けた者が交通事故の惨状を十分に認識するよう、各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するほか、被害者等の講話を取り入れるなどにより被害者等の声を反映した講習の実施に努める。

また、交通事故の被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等における被害者等の講演を実施し、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。

4 関係機関等との連携の強化

交通安全活動推進センターにおける精神的被害に対するカウンセリング等を含む交通事故に関する相談については、被害者対策に積極的に活用するとともに、カウンセリング体制の充実を図るよう指導し、当該相談業務の円滑な実施が図られるよう支援措置を講じていく。

また、被害者のカウンセリングを実施しているその他の機関とも連携を図り、当該機関に関する情報を教示するなど、被害者等の精神的な支援に努める。

第8 交通事故分析の高度化等及び道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進

1 交通事故分析の高度化及び分析の成果の活用

効果的な交通事故防止対策を講じていくためには、事故調査分析を総合的・科学的に行い、交通事故の実態を的確に把握することが必要不可欠であることから、交通事故総合分析センターを積極的に活用するなどして、交通事故分析の高度化を図る。

交通事故分析の成果については、各種施策の企画・立案に活用するほか、国民に対する情報提供を積極的に行い、関係機関・団体等による効果的な交通安全対策の推進に資するよう配慮する。

2 道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進

道路交通の安全と円滑及び交通に起因する障害の防止に資するための研究を推進し、交通安全対策に反映させる。

第9 水上交通の安全

1 水上における交通環境の整備

関係自治体の水上交通安全に関する条例等の整備を促進し、水上交通に係る危険行為の防止を図るとともに、これらの条例等に基づき交通安全施設の整備、交通規制、船舶係留を含む水域使用の適正化等必要な措置の実施に努める。

2 水上交通の安全に関する思想の普及等

水上レジャースポーツ関係業者、港湾関係者、船舶関係者、漁業関係者、港湾・河川工事関係者、遊泳者等に対し、水上交通の安全に関する広報啓発を推進するとともに、水上交通の安全に関する民間の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な措置の実施に努める。

3 水上における交通秩序の維持

(1) 水上警察体制の強化

近年の水上レジャースポーツの隆盛と船舶交通量の増加に対応して、水上交通の安全と秩序を維持するため、警察用船舶の大型化、高速化等を進めるとと

もに、水上警察活動に従事する警察職員の専門的な知識、技能の向上に努めるなど、水上警察体制を強化する。

(2) 効果的な指導取締りの推進

水上交通の安全を確保するため、船舶交通のふくそうする港内、事故の起きやすい海浜、河川、湖沼等において、警察用船舶及び警察用航空機と陸上警察活動が連携した警ら、警戒、警備活動を効果的に実施することにより、水上交通の事故防止を図りつつ、事故に直結しやすい海事関係法令違反を始めとした各種法令違反に対する指導取締りを推進する。

また、水上レジャースポーツに伴う水難事故防止のため、これらが行われる場所及びその周辺において、水上レジャースポーツ関係業者及び愛好者に対する安全指導を強化する。

4 水難救助体制の充実強化と水難救助技術の向上

船舶無線、各種水難救助資機材等の整備・充実を図るとともに、警察用船舶と警察用航空機との連携による救助訓練等を行い、救助技術の向上に努める。

第3章 都道府県交通安全実施計画の作成の基準となるべき事項

第1 業務計画に掲げる施策のうち、都道府県の実情に応じて具体的に敷えんすることが望ましい施策

- 第2章に掲げる施策のうち、本章第2及び第3に掲げるもの以外のもの

第2 業務計画に掲げる施策のうち、都道府県の実情によっては、必ずしも定める必要がないと考えられる施策

- 交通事故分析の高度化等及び道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進
< 第8 >

(注) < > 内は、第2章における関連部分を示す。

第3 業務計画に掲げる施策のうち、都道府県において定める必要がない施策

- 水上交通の安全 < 第9 >

(注) < > 内は、第2章における関連部分を示す。